

固定式炭化水素ガス検知装置の設置等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 N 編及び R 編

改正事項

固定式炭化水素ガス検知装置の設置等に関する事項

改正理由

- (1) 2010 年 5 月に開催された IMO 第 87 回海上安全委員会（MSC87）において、SOLAS 条約第 II-2 章及び火災設備安全コード（FSS Code）の一部改正が決議 MSC.291(87)及び MSC.292(87)として採択された。本改正においては、火災リスクの迅速な把握を目的として、油タンカーの貨物タンクに隣接する区画への固定式炭化水素ガス検知装置の設置が要求されている。
今般、決議 MSC.291(87)及び MSC.292(87)に基づき、関連規定を改めた。
- (2) 現行の鋼船規則検査要領 N 編附属書 1 の 14 章及び 15 章に規定する酸素濃度計測装置及び湿度計測装置の要件に関し、参照先に不明瞭な箇所があるため、今般、現行規則との整合を図るべく関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 油タンカーの貨物タンクに隣接する区画への固定式炭化水素ガス検知装置の設置要件を規定した。
- (2) 鋼船規則検査要領 N 編の附属書 1 に規定される酸素濃度計測装置及び湿度計測装置に関する要件を規定した。